

令和6年9月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和6年9月総会議事録

1 日 時 令和6年9月17日（火） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)

第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (1件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(農地中間管理事業に係る合意解約9件)

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (1件)

4 農業用施設設置届出受理報告 (1件)

4 出席委員（16人：議席順）

1番 岡藤 英雄	2番 村岡 清美	3番 岡島 史真
4番 西村 志おり	6番 河野 八千代	7番 中野 晴人
8番 山近 洋祐	9番 末永 恵子	10番 高林 司
12番 木村 友則	13番 名和田 栄治	14番 林 弘幸
15番 大田 裕美	16番 木村 正雄	
18番 深水 一男（会長職務代理者）		
19番 大野 耕作（会長）		

5 欠席委員（3名）

5番 大田 寛治	11番 林 一志	17番 大汐 光晴
----------	----------	-----------

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書 記	北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 6 年 9 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 2 件、報告事項 4 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、8 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 6 年 9 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 16 名、欠席委員は 3 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

9 番、末永恵子委員、12 番、木村友則委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 9 月 17 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 209 m²、ほか 1 筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、移住して 6 年、果実を自家用として収穫していた。譲渡人から申し出があったので、これに応じることとした。今後

は販売も予定している。譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、農業後継者もいないため譲受人に譲渡することにした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から東へ約 3.6km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 3 番、岡島委員、補足説明をお願いいたします。

3 番

3 番、岡島です。

9 月 5 日、大野会長、元永推進委員、事務局と私で現地の確認を行いました。

この農地は、譲受人である●●さんの自宅の近辺ということもあって、果樹を植樹されておりましたが、そのまま●●さんが引継ぐことになり、草刈りもされ、きれいに管理されている農地であります。

何も問題はないと思いますので、皆様の慎重審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は155㎡。

譲受人は、●●県●●郡●●町●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、購入を予定している空家に隣接しており、移住、定住して畑で野菜等を育てたいため。譲渡人は、現在申請地から離れて暮らしており、耕作もしておらず、今後も耕作予定がないことから譲ることにした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。●●から北北西へ約1.7kmに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は私、19 番、大野でございますので、補足説明をいたします。

9 月 5 日、事務局と、松田推進委員と私で現地を確認してまいりました。

申請地は、譲受人の●●さんが購入予定の空家の庭にある畑です。

譲渡人の●●さんも、譲受人の●●さんも現在は遠くにお住まいで、最近インターネット等での交渉が盛んになってきており、今後は遠方に住んでおられる方からの申請も増えてくると思われます。

各委員の皆様の慎重審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 9 月 17 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに畑、面積は 371 m²。

申請者は、●●▲▲番地、●●さん。

転用の目的は、自己用住宅です。

理由としまして、現在住んでいる住宅が老朽化し、リフォームも困難な

ため申請地に新たに住宅を建築することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から西へ約 1.7km に位置する農地です。

また、7 ページには公図、8 ページから 10 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」4 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第 1 種農地に該当します。原則として転用許可はできませんが、本件は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第 33 条第 4 号に該当し、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により溜枧を介して道路側溝に放流し、污水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 8 番、山近委員、補足説明をお願いいたします。

8 番

8 番、山近です。

9 月 5 日、大野会長さん、事務局、そして私の 4 名で現地調査を行いました。

場所は、●●の前に位置する畑であります。

事務局からの説明がありましており、住宅を建てるための所有地の農地転用です。被害防除についても、承認してもよいのではないかと考えております。

	皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議 長	挙手多数であります。 よって、本件は山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。 議案につきましては、以上となります。 引き続きまして、報告事項に入ります。 報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明に入ります。3 ページをご覧くださいと思います。 報告事項 1、土地現況証明報告でございます。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、面積は 213 m²、ほか 1 筆。 申請者は、●●▲▲番地、●●さん。 令和 6 年 9 月 5 日に大野会長、名和田委員、松田推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。 野菜等が栽培されており、畑として活用されていたことから、同日付けで畑として証明をしております。 ほか 1 件の、現況証明をしております。 報告事項 1 につきましては、以上となります。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。

それでは、説明いたします。4 ページから 5 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。
農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地▲、農事組合法人●●。

土地の所在、大字●●字●●、▲▲番▲、地目は田、面積は 1,118 m²、
ほか 1 筆。

令和 6 年 8 月 8 日に合意解約しております。

ほか 8 件の、合意解約でございます。

報告事項 2 については、以上となります。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 3 の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。6 ページをご覧くださいと思います。
報告事項 3、公共工事の施行に伴う農地の転用について、でございます。
番号 1。

内容としましては、主要県道●●線●●橋橋梁長寿命化メンテ更新工事
第▲工区施工に伴う仮設道路用地として、一時転用するという計画でござ
います。

令和 6 年 8 月 30 日に受理しております。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 4 の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明いたします。7 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 4、農業用施設設置届受理報告でございます。
番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、面積は 1,040 m²、行為をする面積は、12 m²。

届出人は、●●▲▲番地、●●さんです。

内容としましては、既存進入路を延長するものでございます。

令和 6 年 9 月 5 日に、受理しております。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 4 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 報告事項は、以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐 それでは、事務連絡をいたします。
まず、次回の農業委員会定例総会ですが、令和 6 年 10 月 15 日、火曜日、9 時 30 分から、長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。
なお、現地調査につきましては、10 月 3 日、木曜日を予定しております。
該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等の連絡をいたしますので、ご立会のほど、よろしくお願いをいたします。
事務連絡は、以上となります。

議 長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前 9 時 54 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和6年9月17日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 末 永 恵 子

議事録署名委員 木 村 友 則